

精華町教育委員会議事録

令和3年（第1回）

1 開 会 令和3年1月26日(火) 午後3時30分
閉 会 令和3年1月26日(火) 午後5時00分

2 出席委員 川村教育長 新司委員 岡島委員 松下委員
井上委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

浦本教育部長

林田総括指導主事

俵谷学校教育課長

石崎生涯学習課長

上原学校教育課係長

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第1回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和2年第12回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

・全員承認

(3) 教育長報告事項

現在、京都府に緊急事態宣言が発出されており、本町においても大変厳しい感染者の発生状況となっている。昨年の4月から6月は1人、7月から9月は13人であったが、10月から12月は34人と増加し、1月は今日の時点で32人で、1か月弱の間に前の3か月間に匹敵する感染者が発生している。

町内の発生状況等については、後ほど教育部長から報告させていただくが、このような状況においても、臨時的に終業式1日だけを休校としたケースはあ

ったが、一斉休業を実施することなく、教育活動を継続することができている。

新型コロナウイルスについては様々な見解があり、子ども同士の感染が少ない性質があるとの見解もあるが、やはり各学校で感染防止対策を徹底していただいていることが大きいのではないかと考えている。学校運営においては、平常時に比べて多くの労力がかかっている上に制約も多く、そのような中で教職員の方には本当に頑張ってもらっている。このまま一斉休業などを実施することなく年度末を迎えることができれば、標準授業時数については、おおむね達成できる見通しである。標準授業時数の確保に目途がたったことについては、各学校の頑張りに加え、教育委員をはじめとする学校運営を支援いただいた関係者の皆様、町長をはじめとする町長部局の皆様の支えによるものであり、学びの保障という最も重要な役割を何とか果たすことができることに安堵している。一方で、多くの学校行事が縮小や中止となっており、現実として、従来からの学校の機能が果たせていない部分も多いことを認識しなければならない。

新型コロナウイルスとの闘いについては、終わりが見えない状況が続いている。2月末からは、ようやく医療関係者や高齢者を対象にワクチン接種が始まろうとしているが、児童生徒の接種時期は未定である。この点を踏まえると、現在実施している諸般の対策については、少なくとも1学期中は継続する必要がある、その先についても不明瞭な状況である。

現在、各学校では来年度に向けて年間計画を作成しているところであるが、文化・体育関連の行事や宿泊を伴う行事などについては、例年とは違う計画を検討する必要がある。差し迫っては、本年度の卒業式と来年度の入学式の実施方法を決める必要がある。各学校長と協議中であるが、現時点においては、基本的には昨年に倣って来賓は招待せず、できるだけ短時間で開催する方向で検討を進めている。この件をはじめとして、来年4月以降についても、厳しい状況の中での学校運営が続くことを覚悟しておく必要がある。

一方で、学校においては、素晴らしいツールを手にしつつある。この間、事務局の努力により、GIGAスクール構想によるICT機器の整備が進み、タブレット端末と大型提示装置については、各学校に配備が完了した。タブレット端末については、先般、教員に対する初歩的な使用方法の研修を実施したところであり、大型提示装置については、一部授業での活用が既に始まっている。現在、校内高速ネットワーク工事を進めており、年度内の完了を予定している。また、モバイルルーターの購入など、今後、必要となる機器等についても、一

定、年度内に整備を進める予定である。来年度については、これらのICT機器の活用が進むことにより、教育方法や教員の働き方が大きく改善していくことを期待している。ICT機器の効果的な活用のため、来年度についてもGIGAスクール構想関連事業として取組を進める計画であるが、この点については、2月の教育委員会において、来年度の予算案を説明させていただく中で紹介させていただく。

また、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次の配分があるとのことであり、これに係る補正予算などについても、内容が固まった際には説明させていただきたいと考えている。

(4) 議決事項

議案第1号 精華町学校教育指導主事設置規則廃止について

教育部長 【提案説明】

これまで学校教育指導主事については、当該規則に基づき特別職の職員で非常勤の者として任用していたが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の範囲が厳格化された。これにより学校教育指導主事は特別職に該当せず、令和2年4月から会計年度任用職員制度による任用へと移行した。

以上により、当該規則により任用することがなくなったため、廃止するもの。

松下委員 この規則の定める学校教育指導主事とは、これまで嘱託職員として任用してきた指導主事のことを指すと思う。一方で、割愛人事による指導主事については、本町においては総括指導主事、他市町村では指導主事と表記されている。以前に、山城地方の指導主事連絡協議会の組織表を見た際に、本町の学校教育指導主事の役職名の表記が、指導主事と記載されていることがあり、混同しているのではないかと思う。

地教行法第18条第2項に、指導主事その他の職員を置くとの規定があり、第4項には、指導主事は、大学以外の公立学校の教員をもって充てることのできるとの規定があり、これがい

わゆる充て指導主事である。公の場などでは、法令等の規定に基づいて表記することが必要であると思うので、今後については、その点についても考慮されたい。

教育部長 本議案や本日提案させていただいている他の議案についても同様であるが、以前の法令に基づいた名称が残っている部分、制度が変わったことにより名称等についても変更する必要がある部分、また、通称として使っている部分がある。松下委員が指摘された指導主事についても、法令に基づくもの、通称として一般的に使用しているものが混同しているところがある。この点については、課題として認識はしているが、一度に整理することは難しいと思う。法令に基づく名称を基本として、段階的に整理を進めていきたいと考えている。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第2号 精華町社会同和教育指導員設置規則廃止について

教育部長 【提案説明】

これまで社会同和教育指導員については、当該規則に基づき特別職の職員で非常勤の者として任用していたが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の範囲が厳格化された。これにより社会同和教育指導員は特別職に該当せず、令和2年4月から会計年度任用職員制度による任用へと移行した。

以上により、当該規則により任用することがなくなったため、廃止するもの。

松下委員 現在、社会同和教育指導員として任用している方はおられるのか。

教育部長 現在の任用はない。名称が残っているだけである。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第3号 精華町社会教育指導員設置等に関する規則廃止について

教育部長 【提案説明】

これまで社会教育指導員については、当該規則に基づき特別職の職員で非常勤の者として任用していたが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の範囲が厳格化された。これにより社会教育指導員は特別職に該当せず、令和2年4月から会計年度任用職員制度による任用へと移行した。

以上により、当該規則により任用することがなくなったため、廃止するもの。

当該規則については、関係条例として、精華町社会教育指導員設置条例及び精華町社会教育指導員の報酬及び費用弁償条例がある。当該2条例についても廃止する方針であり、精華町議会定例会3月会議において条例廃止を提案する予定である。

生涯学習課長

少し補足させていただく。現在も社会教育指導員との名称で、生涯学習課で任用している方がおられる。もともとは、昭和48年度から実施された社会教育指導員制度という国の補助制度があり、その際に、全国的に条例を整備して社会教育指導員を配置し、補助金を人件費に充てていた。この制度については、平成9年度に終了したが、本町においては単費事業として数年間、取組を継続していたが、それも終了している。補助事業もしくは町単独事業が終了した時点で、条例や規則については廃止する方法もあったが、当該条例等を使用する可能性が残されていたことから、これまで存続してきた。

今回、特別職の範囲が厳格化され、任用が会計年度任用職員制度に移行したことで、当該条例等により任用することがなくなったことから、廃止を提案するものである。

また、社会教育指導員の名称についても混同する可能性があるため、今後については、生涯学習指導員のような名称への変更を検討している。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第4号 精華町社会教育委員会運営規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

社会教育法の規定によると、社会教育委員とは、教育委員会の附属機関であるとされており、教育委員会のように合議制の機関ではなく、社会教育委員個人個人が附属機関であることを意味している。その点では、社会教育委員会ではなく、社会教育委員の会議という表現の方が適切であり、規則の題名を社会教育委員会に改めるもの。ただし、社会教育委員の会議を開催し、合議体として意見を集約することは重要な活動の1つであり、今回の改正によって、これまでの活動が変わる訳ではなく、表現上の文言整理である。

また、議長及び副議長という文言と委員長等の文言が混在しているため整理を行うほか、社会教育委員会と称していたものを社会教育委員の会議と整理し、これに関連して所要の文言整理を行うものである。

松下委員 教育委員会については、学校教育と生涯学習の双方を所管とする合議制の組織であり、その点からすると、社会教育委員会という名称に違和感を覚えていた。今回の改正により、この点が解消され、理解しやすいものとなった。

川村教育長 社会教育委員の概念的な理解に誤った部分があり、社会教育委員会としている自治体が多くあった。現在、考え方の整理が進み、それに合わせて規則改正を行っている自治体が多く、本町においても改正を行うものである。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 事務局からの諸報告

教育部長 1 新型コロナウイルス感染症の対応状況について

京都府においては、1月8日に感染拡大警報が発令され、1

月13日には京都府を含む7府県に緊急事態宣言が発出された。

本町教育委員会の対応としては、1月13日に臨時校長会を開催し、京都府教育委員会から通知された「緊急事態宣言を踏まえた府立学校の対応について」の内容を踏まえて、同様の対応を進めている。これに係る内容について、14日付で教育長名による通知を町立小中学校の保護者に対して配布した。

この通知のポイントとしては、これまでの感染防止対策の取組を徹底すること、緊急事態宣言期間中の部活動に関すること、児童生徒とその家族がPCR検査を受けた場合及び風邪等の症状がある場合について自宅待機をお願いすること、児童生徒については20時以降の不要不急の外出を控えるよう家庭でも指導をお願いすること、以上である。また、精華中学校では、電車通学の生徒がいることから、通勤時間の混雑を回避するために、15日から時差登校を実施しており、1時間目を1コマ繰り下げている。

役場の感染防止対策としては、国が推奨するテレワーク、在宅勤務による出勤者の70%減が非常に困難な状況にあるため、緊急事態宣言期間中については、別室勤務による職員の分散を図っている。教育委員会事務局においても、通常の執務室で勤務する班と、301会議室を執務室にしつらえて別室勤務をする班の2班体制とし、感染防止対策を講じながら勤務を継続している。

現在の本町の感染状況としては、1月26日現在で感染が判明された方は80名。1月20日の京都新聞によると、人口千人当たりの感染者数は1.25人で、府内で5番目に多い状況である。特に1月以降の感染者が32名と増加が顕著であり、感染者全体の40%を占めている。また、町立小中学校での児童生徒の感染者も数例発生している。

教育委員会では、町立小中学校において感染者が発生した場合には、山城南保健所の指導に基づいて、学校での濃厚接触者や、念のためにPCR検査を受けた児童生徒の有無などにより、臨時休業、もしくは学級閉鎖などの判断を実施してきた。また、

感染者が発生した小中学校では、まずは、保健所の指導に基づく箇所を重点的に消毒するなど、児童生徒、保護者が安心して登校できる環境を整えている。保護者に対しては、適宜必要な情報提供に努めることで不安を解消するとともに、風評被害が発生しないよう人権への配慮などを求めてきた。加えて、児童生徒の体調の変化の確認、不安を訴え欠席する児童生徒の出席停止などの対応を図ってきている。

1月に入って町内の感染者が大きく増加しているが、幸いなことに、小中学校では3学期開始以降、児童生徒の感染は発生していない。中学3年生については、これからの時期、高校受験を控え、寒さが厳しくなる中で、体調を崩す児童生徒が発生しやすい時期となる。休日や夜間など保護者が学校と連絡を取りにくい時間帯についても、教育委員会を介して学校と連絡が取れるよう、学校と教育委員会が連携を取りながら、迅速な対応に務めていきたいと考えている。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

12月の問題事象はない。不登校は9名となっている。

(2) 中学校

12月の問題事象は1件。不登校は35名となっている。

問題事象については指導を終えている。

不登校については、各学校において、本人、保護者との連絡を取って状況を把握している。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

12月の重災害事故報告はなし。

総括指導主事 3 問題事象の月別発生件数について

問題事象の発生については、小学校、中学校ともに少ない。指導の充実とともに、未然防止に努めていきたい。

長期欠席について、小学校は前年度と比較して、全体的に若

干の減少傾向にある。中学校については、前月と同数であるが、前年度と比較すると増加している。引き続き、家庭と連絡を取りながら取り組んでいきたい。

総括指導主事 4 生徒指導報告（4月～12月）について

毎月の生徒指導報告について、4月から12月までの統計となっている。問題行動については、小学校で4件、中学校で9件となっている。不登校については、4月から12月の間で、8日以上欠席している児童・生徒の数を上げている。小学校で10名、昨年度の同時期と比べて2名増、中学校では29名で、昨年度の同時期と比べて2名増となっている。

総括指導主事 5 いじめ調査集計について

11月に実施したアンケートによるいじめ調査の集計で、第1回目の追跡と第2回目の集計の報告である。

まず、第1回目の追跡について、小学校では、第1回目の調査において、認知件数が294件あり、追跡調査の結果、面談の中で、まだ行為がある・嫌な思いをしている要指導件数が6件、行為は止んでいるが不安が残っている要支援件数が2件、見守りの状態が3件、残る283件が解消となっており、解消率は96%である。中学校では、1回目の調査での認知件数が16件、解消が16件で、解消率は100%であった。

続いて第2回目の調査について。小学校で、アンケート調査による認知件数については336件、状態の内訳としては、要指導が43件、要支援が46件、見守りが245件、解消が2件である。中学校については、認知件数が7件、要指導が3件、要支援が2件、見守りが2件、解消はない。見守りの状態が3か月継続して解消となることから、解消率はまだ低い。

アンケート調査については、児童生徒において、自分の思いを自由に書いて良いと認識していることから、件数としては多く出てきている。1回目の追跡調査、2回目の調査についても、現在のところ大きな問題事象はないとの報告であり、今後も丁

寧な指導を継続し、解消につなげていきたいと考えている。

生涯学習課長 1 令和3年度精華町成人式について

1月11日の月曜日、成人の日に開催した。新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期して開催するため、来賓の招待を控え、座席の間隔を空けるなどの対策をとる中で開催した。対象者462名のうち参加者は348名で、参加率は75.3%であった。全国的にみても高い参加率となり、多くの新成人の方に出席していただいた。開催当日から2週間余が経過したが、クラスターの発生等はなく、無事に開催することができたと考えている。開催の前々日には感染拡大警報が発表され、当初予定していた精華町少年少女合唱団によるオープニングセレモニーや、実行委員の企画による二部のクイズ大会については急遽中止を決定し、式典と恩師の先生方との歓談のみとし、短縮をした形での開催となった。

生涯学習課長 2 相楽「少年の主張」大会について

青少年育成協会の相楽連絡協議会の主催で、相楽地方PTA連絡協議会が共催し、毎年、相楽地域内において持ち回りで開催しており、第28回目となる。今年度は南山城村のやまなみホールにおいて、2月21日の日曜日に開催予定となっている。出席校については、町内で持ち回りとなっており、今年は東光小学校と精華西中学校が発表を予定している。現時点では、感染防止対策を行った上で、開催予定である。

生涯学習課長 3 精華町民文化賞・スポーツ賞について

昨年1年間に本町の文化、スポーツの発展に著しく貢献された個人又は団体に授与するものである。受賞を審査する選定委員会については、教育長、松下教育長職務代理、社会教育委員長のほか、文化協会、体育協会などからも委員を務めていただく。2月26日に選定委員会を開催予定であり、今年はジュニア文化賞2件、ジュニアスポーツ賞1件、スポーツ功労賞1件、

合計3件について審査していただく予定である。例年に比べるとコロナ禍の影響もあり、少ない状況である。また、3月には、永年表彰式を開催しているが、今後の状況を考慮して、開催の可否を決定したい。

生涯学習課長 4 京都府暫定登録文化財の認定について

国や京都府の指定や登録を受けていない京都府下の文化財に対して、早期の保護を図り、修復・保存・防災等の補助対象とする京都府独自の制度として、京都府暫定登録文化財がある。平成29年度から創設された制度であり、今回、精華町において4つの仏像が認定を受けた。今月15日に開催された京都府文化財保護審議会において、植田地区、南稻八妻地区、里地区から4つの仏像が認定された。いずれも平安時代に作られた貴重なものである。これにより本町の暫定登録文化財は、合計11件となった。当該文化財については、京都府のホームページや冊子等で公開となる。町教育委員会としても、文化財の所有者や管理者のほか、京都府教育委員会などの関係機関と連携を取りながら、今後も引き続き文化財の保護と普及に向けて取り組んでいきたい。

【委員からの意見】

松下委員 新型コロナウイルス感染症の関連について、町発表の資料では、備考欄に退院等との記載があるが、その部分が空欄になっている方がいる。この空欄の方については、どのような状況であるのか。少し心配なので、教えていただければと思う。また、個人によって異なるとは思いますが、子どもたちが感染した場合、感染が判明してからおおよそどれくらいで回復し、学校へ登校しているのか、分かる範囲で教えていただきたい。また、報道などでは、陰性になった後でも後遺症が残るような話もあるが、本町の場合にそのような報告はあるか。

次に、生徒指導報告について。中学生の不登校について、昨年度が20人台だったところが、今年度は30人台と増加して

いる。これについても新型コロナウイルス感染症が関係しているのか。

最後に、中学校の問題事象で、火遊びが1件上がっているが、どのような内容になるのか。

教育部長 退院等の記載のない方については、必ずしも入院が継続しているということではなく、自宅療養中の方でその状態が継続していれば空欄のままになっている。

陽性が判明した児童生徒がどれくらいで登校しているかについては、個人により状況が異なっているので、おおよその目安としてご理解いただきたい。まず、入院した場合については、退院した時点で、保健所から登校が許可される場合が多い。入院期間は10日前後の場合が多いと聞いている。土日や冬休みなど、休みが間に入った場合にも若干の違いがある。また、児童生徒本人が陰性でも、同居の家族に陽性者が出た場合には、濃厚接触者として2週間の健康観察期間がとられることになる。これは例外なく2週間、14日間は学校に登校することができない。例えば、中学生が陽性となり、その兄弟が小学生で濃厚接触者となった場合、中学生の生徒は体調が回復して退院すれば10日間で登校可能となる場合があるが、濃厚接触者だった場合は陰性でも14日間は登校できず、陽性の方が早く復帰できるケースも実際に出ている。

次に、回復後のアフターケアについては、京都府の保健所において追跡調査なども含めて実施されており、町では詳細な内容については把握していない。町立小中学校に関しては、後遺症が残っている児童生徒がいるとの報告は受けていない。

総括指導主事 中学校の不登校が昨年度に比べて増加している件について、特に11月、12月については今年度が35名と増加しており、懸念しているところである。この人数は、3日以上欠席者を上げているが、9日以上欠席者数、3日以下の欠席者数、出席日数が0日の者については、若干増加しているが大きな差はない。増加しているのは、それ以外の4日から8日の欠席者であり、これがさらに長期の欠席につながらないように、背景や原

因の把握などの対応に努めていきたいと考えている。特に新型コロナウイルス感染症による不安などが理由で欠席しているという訳ではない。

問題事象の火遊びの内容については、落ち葉や木の枝などを集めて、焚き木のつもりで燃やしたというもので、厳重に注意した上で指導を終えている。

井上委員 冒頭の教育長報告のGIGAスクール構想について教えていただきたい。大型提示装置とは、電子黒板のことになるのか。また、各教室に配置されているのか。次に、校内ネットワークの整備が今年度中に完了するとのことであるが、現時点では、タブレットとネットワークは全くつながっていない状況であるのか。最後に、使用されるソフトやアプリについて。どのようなものを考えているのか。また、デジタル教科書はその中に入っているのか。

学校教育課長 大型提示装置については、いわゆる電子黒板ではなく、大型の液晶モニターになる。今回導入しているのは、65インチの大型モニターで、町立小中学校の全普通教室への配備と、特別教室については全教室ではないが、既存のものと合わせて1校当たり6台程度を配備した。

次に、校内高速ネットワークについては、現在、各校において工事を進めているところで、2月末で全学校の工事が完了する予定である。これによって、大型提示装置の各教室への配備、1人1台のタブレット端末とネットワーク接続環境が整い、ハード面での整備が完了する。

この間の状況としては、先週をもって全小中学校の、教職員に対する研修が一通り終了した。この研修は端末の使い方から始めるような初心者向けの研修で、この研修の終了とともに教職員に配布された端末については、使用可能としている。研修の振り返りや、操作方法に慣れてもらうことを含め、それぞれで使用していただいているところである。

現状のネットワークについては、各学校にはコンピュータ教室があり、そこではネットワークと接続する環境がある。あく

まで学校全体の高速大容量通信ネットワークについては、この2月末で全て完了する予定であり、その段階になって初めて、各教室で子どもたちの端末からネットワークに接続する環境が整うことになる。

端末に入っているアプリについては、本町では端末にiPadを採用したが、その基本ソフトが入っている状態である。他のアプリやソフトについては、授業で有効活用できるものについて、各学校の教職員も含めて組織しているICT・プログラミング教育推進委員会を開催する中で、現場の意見も頂きながら、必要なアプリ等の選定を進め、基本的には小学校、中学校ごとに共通で、一括してインストールする形での運用を考えている。また、来年度の内容として、予算が成立していない段階ではあるが、学習支援ソフトの導入についても計画しており、子どもたちの個別学習を支援するためのドリルや共同学習のためのソフトなどの導入を検討している。

最後にデジタル教科書について。現時点では、各端末にデジタル教科書は入っていない。来年度については、まず国の実証実験的な事業として、小学校では5、6年生で1教科、中学校では全学年で1教科というような形での導入を計画しているようであり、文部科学省から要望調査の照会があった。国の想定する事業規模としては、全国の半数程度の学校で導入する計画であった。本町としては、事前に各学校に対してアンケート調査を実施しており、その内容に基づいて各学校で必要な教科について申請を行っており、学校に優先順位をつけることはしていない。実際、どのように採択されるかは分からないが、採択されれば、その学校については採択されたデジタル教科書が、来年度1年間は使用可能となる。デジタル教科書については、国の事業での導入により、その活用や効果等を確認した上で、今後の導入について検討していきたいと考えている。そのような状況であり、児童生徒全員へのデジタル教科書の導入については今後の課題となるが、教師用のデジタル教科書については、大型提示装置が全普通教室に配備されたこともあり、来年度予

算を調整する中で、可能な範囲で導入できればと考えている。

井上委員　もう1点、児童生徒用の端末の保管方法はどうなるのか。

学校教育課長　校内ネットワーク整備と併せて、端末の充電保管庫を整備する計画である。保管庫は鍵付きで、各端末を充電コードとつないで充電をしながら、通常はそこで保管することになる。高さが140cm程度、横幅が80cm程度、45台分の収納が可能で、1学級に1台整備予定である。学級の人数等により、教室内に配置できるところもあれば、教室外に配置する学校もある。

松下委員　今年に入ってから、教育のICT化に関する報道を目にする機会が多い。文部科学省では、教員のICT研修をオンラインで実施し、勤務校にいながら受講できるシステムを計画していたり、ICT教育に関する専門家を各都道府県の教育委員会に派遣して、各都道府県の課題に合わせた研修計画を作成したりするとのことであった。

また、京都府内のある教育委員会では、昨年の4月から、設置校の4分の1の学校を1年間指定して、授業支援ソフトを試行的に使用しているとのことである。例えば、今、アクティブ・ラーニングが推進されているが、そこでは本来、小グループでの話し合いやグループワークが重要となる。しかし、コロナ禍では、話し合いやグループワークが難しい状況となっている。そこで、この授業支援ソフトを使えば、自分の考えを自分のグループのほかの子どもたちに発信したり、先生に発信したりすることができ、端末を使用しながらアクティブ・ラーニングを取り入れる試みをしているようである。他には、デジタルドリルというものがあり、各個人の進度に合わせて問題が出題されるものや、採点補助ソフトが組み込まれていて、自動的に採点できるものもあり、働き方改革にもつながるものと考えられる。基本的には学校の先生が望んでいるものを選定することが良いが、試しに使ってみないと分からないと思うので、これらを考慮しながら進めていただければと思う。

学校教育課長　先ほどの説明の中で、学習支援ソフトという言い方をしたが、今、松下委員が紹介された内容と基本的には同じものである。

今年度にハード整備は完了するが、それを活用するに当たってはソフトを充実させる必要があると考えており、ICT・プログラミング教育推進委員会において協議を進めてきた。ICT機器の活用については、個人により活用の差が出てくると考えており、学習支援ソフトを導入することで、一定の水準で全教員が機器を活用できるようにしたいと考えている。来年度からの導入に当たり、今年度中にある程度の方向性を出しておく必要があると考え、同委員会の中で検討を進めてきた。実際に4社の業者を招き、デモを見せていただく中で、ある程度導入すべき内容を固めている。内容としては、グループワークなどについての機能のほか、児童生徒の進度に合わせた問題展開をするなどの個別学習についても対応可能なものを導入したいと考えている。個別の進度の把握や、自動採点などについても可能であり、有効に活用することができれば、教職員の働き方改革にもつながっていくものと考えている。実際にどこまでの内容をパッケージとして導入できるかについては、来年度に入ってからになるが、基本的には、今、説明申し上げた内容を網羅できるようなものを導入したいと考えている。

川村教育長 この点に関連して、ある学校では指導案を共有していこうという取組を進めており、既に教員に指示をして蓄積を始めているとのことで、今後、ICT機器を活用する中で、色々なアイデアが湧いてくるのではないかと期待している。

松下委員 もう1点、暫定登録文化財について説明いただいたが、暫定ということは、認定された後に、一定の年数が経過した段階で正式登録の判定をすることになるのか。

生涯学習課長 暫定登録文化財の制度については、指定登録文化財の候補、次点のような位置づけである。登録文化財になれば、補助金等の手厚い措置があるが、そこに至らないものについては、これまでは特段の措置がなかった。それを平成29年度から、暫定として登録し、一定の補助等も措置することとなったのがこの制度である。ただし、一定期間が経過すれば登録文化財になるというものではなく、補助金等で文化財を保護する裾野を広げ

ていこうという京都府の独自制度である。その趣旨から、これまでに指定された件数は多く、現在で1,300件ほどが登録されている。本町では、これまでに7点の登録があり、合計で11件となった。

松 下 委 員　この時期、新年度に向けての教育課程を各学校で作成中であると思う。冒頭、教育長から、次年度の学校行事や特別活動について、例年から変更となる可能性が大きいという発言があった。今年度、町立小中学校の修学旅行については、例年通り実施できなかったが、修学旅行を含む体験活動については、感染拡大防止の対策をとった上で、可能な限り実施する方向で考えていただきたい。ある新聞の読者の声の欄に、2回に渡る延期の末に、何とか修学旅行に行けた際の子どもの投稿が掲載されていた。修学旅行で買物した際に、お店の店員さんから、来てくれてありがとうという言葉を受けたとのことで、修学旅行は自分たちのためだけじゃなくて、コロナ禍の中で困っている人たちのものでもあり、身の回りのたくさんの人たちのありがたさを知ることができた忘れられない修学旅行だったとの感想を書き綴っていた。これが体験活動の素晴らしいところであり、学校の中だけでは学べないことを、色々な人との関わりの中で学ぶ機会となっている。来年度についても難しい状況はあると思うが、どのようにすれば実施できるのかという考え方に立って、検討していただきたいと思う。

(6) 後援関係

昨年12月から今年1月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数3件、学校教育課関係が0件、生涯学習課関係が3件である。内訳は、社会教育係が3件、社会体育係と図書係は0件である。

(7) 2月の行事予定

(8) 閉会

教育長が第1回教育委員会の閉会を宣言。